4　特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税について、その対象となる公的貸付機関等及び特別貸付けの範囲を拡充するとともに、新たに対象となる銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関及び特別貸付けの範囲を定めることとした。（第三七条関係）

5　東日本大震災により滅失した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして作成する文書の印紙税の非課税について、その対象となる文書の範囲及び要件等について定めることとした。（第三八条関係）

6　東日本大震災の被災者が作成する警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替建物の取得又は新築に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税について、その対象となる被災者の範囲及び契約書の要件等を定めることとした。（第三九条関係）

7　東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税について、その対象となる被災者の範囲及び契約書の要件等を定めることとした。（第四〇条関係）

8　東日本大震災の被災者が作成する船舶又は航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税について、その対象となる被災者の範囲及び契約書の要件等を定めることとした。（第四一条関係）

六　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第三九二号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から一年超三年以内に支出する費用を追加することとした。（第七条の一〇の四、第七条の一三の三及び第四八条の六の二関係）

㈡　東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について、その適用に関する細目を定めることとした。（附則第二七条の二関係）

㈢　東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例について、その延長期限等を定めることとした。（附則第二七条の三関係）

㈣　確定優良住宅地等予定地に係る特例の適用がある場合として、東日本大震災による被害により開発許可等を受けることが困難である認められるとして市町村長の承認を受けた場合とすることとした。（附則第二七条の三関係）

2　個人事業税

被災事業用資産の損失の繰越控除の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から一年超三年以内に支出する費用を追加することとした。（第三五条の三の六関係）

3　不動産取得税

㈠　東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地（以下「被災農用地」という。）に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災農用地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。（附則第三一条関係）

㈡　警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」という。）に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を対象区域内農用地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。（附則第三一条関係）

4　固定資産税及び都市計画税

㈠　津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域（港湾法に規定する臨港地区である区域に限る。）において津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

㈡　津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

5　前記4の改正は津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から、その他の改正は公布の日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（政令第三九三号）（厚生労働省）

1　国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律において、平成二三年度の基礎年金給付費に係る国庫負担割合について、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に規定する公債の発行による収入金を活用して二分の一とすることに伴い、次に掲げる政令の規定の整備を行うこととした。

㈠　国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成一六年政令第二九七号）

㈡　平成一六年度、平成一七年度、平成一九年度及び平成二〇年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成一六年政令第二九八号）

㈢　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成一六年政令第二八六号）

㈣　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成一六年政令第二八七号）

㈤　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令（平成一九年政令第二〇六号）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令（政令第三九四号）（環境省）

1　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「法」という。）第三四条第一項の政令で定める市町村は、その区域の全部又は一部が汚染状況重点調査地域内にある市町村と定めることとした。（第一条関係）

2　法第四章第三節（第三四条、第三六条及び第三七条を除く。）に規定する措置に関する事務を所掌する大臣は、法第四二条第一項の規定により当該措置を行おうとするときは、あらかじめ、当該措置を行う区域及び当該措置の開始の日を公示しなければならないこととした。（第二条関係）

3　法第一六条、第一七条第一項、第一八条第一項から第四項まで、第二一条第二項及び第四項、第四九条第二項から第四項まで並びに第五〇条第二項から第四項までの規定による環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任することとした。（第三条関係）

4　この政令は、平成二四年一月一日から施行することとした。